

川崎市公告第813号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和7年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 産業廃棄物（粗大ごみ）収集運搬・処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日～令和7年10月17日
- (4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に登載されていること。
- (4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- (6) 川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが含まれていること。）を受けていること。
- (7) 処分地において、産業廃棄物処分業の許可（産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが含まれていること。）を受けていること。

3 競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書・仕様書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

- (1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎4階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室 管理担当 川端

電話 044-200-3314

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年4月17日（木）～令和7年4月23日（水） 9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2（4）、（6）及び（7）に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

(1) 積算用資料

3（1）の場所、3（2）の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により、令和7年4月28日（月）までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和7年4月28日（月）～令和7年5月1日（木） 9時～12時、13時～16時

(2) 質問方法

「質問書」により、3（1）のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和7年5月12日（月）までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和7年5月16日（金） 10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎7階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 要（契約金額の10%）

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券（振替債は除く）の提供、又は金融機関

若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市

契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者

心得等の定めるところによります。

- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。